

稲沢市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

稲沢市（以下「甲」という）と大塚製薬株式会社（東海支店取扱い：以下「乙」という）とは、第1条に定める目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接に連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を協働で活用しながら、健康づくりの推進事業等において、連携・協力して取り組むことにより、健康を核とした地域の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康の維持・増進に関すること
- （2）熱中症対策に関すること
- （3）スポーツ振興に関すること
- （4）防災対策、災害時における協力に関すること
- （5）その他地域の活性化、市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、もしくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年1月12日

甲 愛知県稲沢市稲府町1番地
稲沢市

稲沢市長

加藤錠司郎

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部

東海支店 支店長

平内 秀司